葬墓制の比較社会学

―社会関係と「身体の扱い方」の連関について―

松本 由紀子

葬墓制の在り方は、社会によって大きく異なった形態を示し、またそこに反映されている死者への心情や死生観、身体観もその社会に固有なものである。本稿は、日本、中国、アメリカの三つの社会の葬墓制の在り方を、遺体の扱い方と墓の継承システムという二点から捉え、これを比較するものである。これによって葬墓制の在り方が、その社会に固有な社会関係の形式に対応しているものであることが示されるだろう。

〈序〉社会関係と死者

現代日本において、脳死体からの臓器移植の 問題や、あるいは墓地の後継ぎ難や墓地不足の 問題などが論議されている。そして、こうした 問題の起こってくる背景として、日本人の身体 観、生死観という事が言われている。例えば 「五体不具の状態では往生できない」[新村 1989]という儒教倫理や仏教の不殺生戒が一般 に浸透しているとするものや、「死骸自体が独 自の意志や権利や希望を持つこともあるという ような死体観」[波平1988]を日本人に特有なも のとしてのべるものなどがある。しかし、現実 の問題、例えば臓器移植を推進したり、あるい は新しい葬墓制の在り方を模索しようとしたと き、こうした言説に対しては次のような疑問が 起こってくる。それは即ち、そうした言説の中 で言及されているような心情や観念が本当に共 有されているのだろうか、また心情や観念が遺 体の扱い方を規制しているのだろうか、あるい はそれらがどう日本人に独特なのか、そしてま たそれは日本人であるかぎり不変なものなの か、等である。こうした問題を考えようとする

際、必要なのは、超越的な倫理や日本人の固有な伝統を求めることではなく、現代日本社会において社会関係を営む人々にとって、ふさわしい死者の位置付けとそれに適った遺体の扱い方を見いだすことではないだろうか。

そこでなぜお墓を祀るのか、という事を考え てみたい。これは社会というものの存在から、 次のように理解できると思われる。一つの社会、 とは同じルールに従う人々の集まりであり、か つ人々の行為に意味を与えるルールそのもので もある。その存在は人々に感受できないが、し かし人々は体験できる時空を越えたその存在を 前提として生活している。この信念の一端は、 社会のなかに死者の居場所があることで支持さ れていると考えられる。つまり、お墓を祀ると いうことは、生者と死者との関係を、生者同士 の最も基本的な関係の延長上に、設定すること である。そして、この最も基本的な関係が死者 との間にも設定されることで、社会があり続け る、即ち同じルールに従う人びとが、此迄もこ れからも居るであろうと、感じられるのであ る[1]。言い換えれば、死者と生者との関係は、

この社会の自己の生を越えた存続への信念を、 人の有限の生のなかに導入するものである。墓 の祀り、とは、この永続性への信念を、維持す ることなのである。それは個人の死者への愛惜 の情や死への恐怖の克服のためなどではなく、 人びとが社会の内で生きるものである限り、そ の生を意味付けるために、要請されることなの である。

したがってこう考えてくると、各々の社会の 葬墓制の具体的な在り方について、次のように 考えられる。葬墓制とは、一つはその社会で妥 当とされる遺体の扱い方から、もう一つは、お 墓をどう造り祀るか、即ち死者をどんな繋がり のなかに位置付けるのか、ということから成り 立つものである。そしてこうした葬墓制の具体 的な在り方は、各々の社会の関係の在り方を律 するルールの在り方、それによって規定される 「身体の扱い方」によって異なっていると考え られるのだ。各社会の「身体の扱い方」とは、 個々人が自己の「身体」について抱く心情や意 識ではなく、社会的に妥当とされ現に行なわれ ている「身体」の処理や加工の仕方のことであ る。本稿では死者の身体に専ら注目して分析を 行なうが、この概念は、生者の身体の扱い方と 死者の身体の扱い方とを包括するものと考えら れる。つまり換言すれば、死者とどんな関係を 構成するのか、遺体をどう扱うべきかは、生者 たちの生きる社会の関係の在り方によって異な るものとなっているのである。

そこでこの論文では、中国、アメリカ、日本 という三つの社会の葬墓制の在り方を見、その 具体的な在り方の違いを、各々の社会の関係の 在り方を律するルールの性質と、それによって 規定される「身体の扱い方」の違いとして説明 できることを示す。

〈1〉「風水のなかの身体」-中国

ここでは近世中国の葬墓制[2]の特徴を次のように捉えたい。それは、遺体の扱いにおいては、「風水」の正しい位置に遺体をおくことを重視する事、また、墓の祀りは父系血族の世代序列ヒエラルキーで継承される事である。

近世中国では、「風水」と呼ばれる大地の気 の流れが諸物に影響を与えるとされ、風水に恵 まれた土地に祖先の墓を建てることで、子孫は 富貴繁栄できると考えられていた[3]。墓地は、 祖墳という一族の私有墓地か村落共同墓地かで あったが、とりわけ富貴な人々は血族一体とな って、福を得ようと争って風水の良き地を求め た。風水の良き地を見いだすまで、遺体が何年 も埋葬されずに置かれることがしばしばあり、 度々詔勅等で禁止されている。風水の利得は、 遺体を入れ替えたりして剽窃することも出来、 あるいは妬んで害なうことも出来た。一族の誰 かが病気になったり突然死んだりすると、墳墓 の風水に傷がついたためとされ、祖先の遺骸が 掘り返され、新たに風水の良き地を求めて再葬 される事もあった。こうした時、損傷が致命的 でなければ墓地を移動せず風水を修復する場合 もあり、山に塔を立てて高さを補い、樹木を植 えなどした[De Groot, J. J. M., 1892]。風水上の 吉地に葬られることで、祖先の遺体は早く腐朽 することなく、よい状態で保存されると言われ、 それが孝道の命じる最高の義務でもあった[4]。 また、遺体は五体満足で葬られなくてはならず 「SI、かつ夫婦一体として葬られなければならな かった。夫婦一体となって初めて、一人前の人 間として柤墳に葬られたのである。そこで未婚 の男女が死亡した場合、「冥婚」といって死者 同士の婚姻が結ばれ、二人の遺骸を掘りだして 男家の祖墳に埋葬することが行なわれた[6]。非 常に幼くして(8~12歳以下)死亡した場合は、

祖墳には葬られず、一応畑の隅などに埋めるが、 耕してしまうなどして後々まで祀られるという ことはなかった。

祖先の墳墓の祀りの承継は、血族の息子によって行なわれるのを理想とする。後継ぎの男子をもうけることが重視され、複数の息子がいれば、兄弟の間で平等に祭祀を共同した。血筋の子孫をもうけることは至高の義務であったが、実子なき者が死んだ場合、息子に擬制する「嗣子なき者が死んだ場合、息子に擬制する「嗣子なきるが死んだ場合、息まにてる。これはできるかぎり同族男子の中から、そして死者の次の世代のうちから、世代の序列はたいへん重視され、これを混乱さる。また異姓の者、つまり血族以外の者を嗣子による。また異姓の者、つまり血族以外の者を嗣子による。また異姓の者、つまり血族以外の者を嗣子によいわれ、やはり忌まれた「」。

中国では祖先とは、日本のご先祖様のような 漠然と一体化した集団ではない。宗廟に世代一人 を 刻まれた一人 に 並べられた位牌に、名を刻まれた一人 に も ここに連なる序列にも と も さんと自分の位置を持っている。こうすると を 内での位置を が続いて る のではない。 は 生 と で ある と は で なの な 居性 と で ののである。 は 代 秩 ののである。 は 代 秩 ののである。 は 代 秩 ののである。 は 代 秩 ののである。 は 代 代 の と で に な り に な り に が そ い な の と さ れ て い る の で ある。 と さ れ て い る の で ある。 と さ れ て い る の で ある。 と さ れ て い る の で ある。 と さ れ て い る の で ある。 と さ れ て い る の で ある。 と さ れ て い る の で ある。 と さ れ て い る の で ある。 と さ れ て い る の で ある。

以上、近世中国の葬墓制の在り方から、次のように考えられる。近世中国では、社会的に妥当とされる遺体の在り方は、五体満足であること、かつ承継されて行く血筋のなかに位置付けられること、の二点から成り立っている、と考

えられる。人々は、血筋の一体性と世代による 序列という関係の中に第一義的に位置付けられ るのである[8]。またこの社会において妥当とさ れる「身体の扱い方」は、そのあるべき姿や位 置が、社会や自然の正しい配置と対応しており、 それぞれが互いに影響し合っているとされてい るのである。

〈2〉「プライバシーとしての身体」 - アメリカ ここでは近代アメリカの葬墓制の特徴を、遺 体の扱い方においては、あたかもそこにまだ葬 儀や墓地を主催し選択する人格があるかのよう に扱うこと、そしてまた、墓地が個人の人格そ のもののように個別に維持されることに見てゆ くことにする。アメリカでは、墓は承継される ものではなく、私企業が契約に基づいて、個人 の墓地を個別に維持管理するのである。これは 葬儀でも同じで、親族に頼らず一切が企業に任 される。そして人々は企業のメニューの選択の 仕方で、死者の人格を演出しようとするのであ る。つまりアメリカの葬墓制において第一義的 に重視されているのは、血筋の継承などの何ら かの社会関係の永続ではなく、死者の人格が死 後も消滅する事無くあり続けるという演出であ る。そしてこの演出は、発達した葬儀産業の提 供するサーヴィスによって支えられている。

アメリカの葬儀の中で最も重視されているのは、民族や宗教の違いにかかわりなく、このエンバーミングされた遺体の展示である。現在では人々は、宗教儀礼よりこの展示のほうに多く参加し、また葬儀自体も、教会よりは墓地に付属する葬儀堂で行なわれる方が多いという。葬儀はいわば死者を主人とするパーティのように進行し、人々は、生きている時のように盛装し、眠っているかのように棺に納まっている死者の、その死や腐敗の影の見えない演出の出来栄

えを讃えるのである。そしてこのパーティの舞 台裏は、遺体の防腐、修復措置をする専門家で あるエンバーマーに任されている。エンバーミ ングの過程は、死者のプライバシーとして記して で死んだ人は自宅バータ にも金斯氏、非し、エンバータ にも事無く、がこれを運搬し、エンバータ で死んだ人は自宅バーツを するのは、ドレスやよとがこれる。 して初めのは、修復といおわった遺 がこれるのは、修復く遺体は死者のプライバシーの である。ことは、それを装おうとする をもった人格が、その遺体に宿り続けていることを とを擬制することになる。

そしてこのような、故人のブライバシーを守りながら個性を演出するのが、フューネラル・ディレクターやエンバーマー等の、資格を持った専門家である。これらの資格は葬儀社の従要とされ、この為、資格取得に必要とされ、この為、資格取得に必要とされ、この方に改立の場合に必要とされている。彼らは、公衆衛生や医学の知識を持ち、経営のノウハウを身につけ、も対応できるようにしているのである。こうした資格制度や教育は、葬儀において均質なサーヴィスを提供するとともに、専門家としての地位の向上に役立っているという[長江1991]。

このような産業としての発達は、メモリアル・パークと呼ばれる霊園経営においても見られる。アメリカでは墓地は、日本のような一家一緒の墓より、個人墓、夫婦墓が主流であり、また民営が殆どである。非営利の私企業が、購入時に支払われた墓地の代金を信託した利子で、墓地を永久に維持、管理する仕組みをとっている[9]。そこで遺族は購入時に一括して代金を払うのみでよく、後継ぎや後々の墓地の世話

などの心配はいらない。葬儀産業が発達したの は、一つにはこの理由であろう。つまり、親子 が違う職につき、離れて住む事の多いアメリカ では、子孫代々墓地を受け継いでいくのは困難 であるが、にも関わらず、墓地が永久に維持さ れることが重視された、という事である。アメ リカではまだ土葬が主流であり[10]、それも棺 に納め、地中に設けたvault と呼ばれるコンク リートの箱の中に埋葬される。遺体は腐敗し地 に還るのでなく、個体ごとに永久に維持される のである。この個別な人格の重視、という点が、 何故私企業の墓地が好まれたか、というもう一 つの理由と思われる。画一化しがちな公営より、 自由な選択によって個性を表現することが可能 な私営の墓地が好まれたのであろう。例えば、 アメリカでは、生前契約システムが発達してい て、多くの人々がこれを利用して、自分の葬儀 を残されたものの為に自分でコーディネイトし ておく。こうしたシステムは、多様なメニュー からの自由な選択と、それによって表現された 個々人の個性を永久に保持する事の重視された 結果、発達したものであると考えられる。身内 などに頼らず、かつ国家や教会などの規制から 出来るかぎり自由に、各々の個性を実現するこ とは、こうして葬儀の場合と同様、企業との契 約、という形で実現されているのである。

以上見てきたことからこう言えるだろう。アメリカにおいてはお墓は、埋葬される人格が不滅のものであることを演出するものである。これは、葬儀があたかも死後も死者の人格が消失せずに葬儀を演出しているかのように執り行なわれ、また墓地が身内や友人に頼る事無く、個別な契約によって私企業に永久に維持管理される点から見て取れることである。この社会の「身体の扱い方」においては、それが遺体であっても、当人のプライバシーの領域として、他

者の干渉を排除して当人のみがその在り方を選択、決定できるものとされ、また責任をもってそうされて初めて公共にさらされるものとされている。これが「プライバシーとしての身体」と特徴づけたあり方である。アメリカにおいては「身体」とは、とりわけ当人の特権的に支配する領域としてあり、かつその人格の個性、固有性を演出する道具でもある。

〈3〉「〈我々〉の身体」-日本

近代日本の葬墓制は、死者の心をよく分かっている一群の人々が、死者の心情を思いやって遺体を扱うことを重視する点、また、その墓所が家族が思いやりをもって世話し家族が一緒に眠るべき所としてある点に、特徴がある。以下ではこの人々、典型的には家族、遺族として現われるが、これを〈我々〉と呼ぶことにしよう。

葬儀の在り方や遺体の扱い方は、地域によっ て異なるが、いずれにおいても死者に対する遺 族の思いやりの心情を表すものとされている。 これが簡素であったり、出席しない身内がいた り、粗略な点があったりすると、遺族の心無さ として非難される。死者に対して遺族が思いや っている事が最も重視されるが、この思いやり は私的な心情としてではなく、世間に思いやっ ているといわれるような振る舞いとしてある。 これは例えば、死者が、献体などを希望した場 合、遺族は自分たちが死者に思いやりがなく、 葬儀費用を出し惜しんだかのように世間から見 られることを恐れ、この希望がなかなか実現さ れにくい、ということに見て取れる。また、例 えば湯潅や納棺等、遺体との具体的な接触にお いては、家族はあたかもそれが生きた身内であ るかのように、葬儀屋などに任せきるのでなく、 死体を忌避する事無く扱うべきだとされる。ま た死者がなるべく身内と一緒にあることが重視

され、取り分け異国での戦死者などの場合、遺族は遺骨の持ち帰りには熱心となる。

近代日本においては、このような、互いの思 いを分かり合える、あるいは分かるべきだ、と いう相互の同質性、あるいは一体感を一方的に 想定する関係が、「身体」をめぐっても構成さ れている。これは当人たちも互いにそう思って いる、というばかりでなく、世間的にもそうあ るべきだとされている。一方的に、とは、死者 の意思がどうあったかの判断をめぐっては、当 人の意思を正確に推定することよりは、〈我々〉 皆が、世間体をも考慮したうえで合意できる事 が重視されている、ということである。また、 死にゆく者の側でも勝手に献体登録したり、あ るいは葬儀やお墓のことを自分だけで処理でき るようにするよりは、家族の了解を取り、ある いは家族にお任せすることが望ましいとされ る。

ところでこの〈我々〉の範囲については、日常一緒にいて、密接な接触があることが重視されていて、単に血縁として近しいというだけでは判断できない。そこでその不明瞭さから、その範囲をめぐって問題が起きることがある。例えば、臓器提供などを、死者が生前言い残さず死んだ場合、お医者様はよくやってくれたし、死者の日頃の言動から当人もきっと賛成するだろう、とその場にいる家族が申し出る。するだろう、とその場にいる家族が申し出る。されば、死者の規模できる、という事があるという。これは、どれだけの範囲の人々が、〈我々〉の事として死者の処遇に干渉できるかが、不明瞭なことから、葬儀や墓地の在り方をめぐってしばしば起こる問題である。

これは墓の継承においても同様である。例えば墓の承継を争う判例では、血縁や法的な資格よりは、実際に生活をともにして親密な日常的

関係を維持している事を重視している[11]。日常的に一緒にあって、心の通じ合っている事こそが家族の絆であり、またお墓はこうした家族同士が死後も一緒にいる住みかであるべきだ、とされているのである。最近、姑や夫など心の通じない人と、あるいは夫の実家の墓など見知らぬ土地には葬られたくない、などという言葉がしばしば聞かれるが、この所以であろう。

また、墓地をよく訪れ、面倒を見ることも、 遺族の死者に対する思いやりとされている。戦 後、東京では墓地不足が言われているが、これ は身内に墓地の世話をしてもらいたいと思い、 そのためにお参りしやすい所に新しく墓地を求 めた事が一因である。そしてこのような死後の 世話を見てくれる身内のないことは、血筋が絶 えるなどの問題よりは、淋しさや心細さの心情 として、語られるのである。

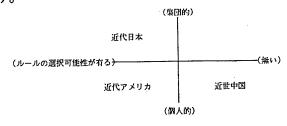
ところで、一つの石碑に家族が一緒に眠る墓、 そしてそうした石塔が林立する墓地景観は、近 代日本の歩みの中で形づくられたものであり、 江戸期にさえ一般的なものではなかった。幾つ かの明治政府の政策が、近世において多様であ った葬墓制のあり方を画一化し、家族墓所を普 及させたのである[12]。こうした祭祀財産など を所持する単位としての明治期の家は、近世の 家とは異なるものである。江戸期、人々は様々 な生涯ほぼ変更不可能な繋がりの中に、家単位 で束縛されていた。例えば身分、町、村落や寺 檀関係、あるいは家業、本家分家関係などであ る。家とは家族が一緒にいて家計をともにする ばかりでなく、家業を受け継ぎ、檀家として寺 を支え、村を自治的に治めるなど、社会の末端 機構として多様な機能を担っていた。近世には こうした中間集団が、葬墓制を自治的に担って きたのである。しかし明治期にいたり、こうし た中間集団への結合は弛緩し、人々は、もはや

家業を継がなくてよく、住む場所も信仰も自由となる。村の葬式組が葬儀を共同でだしたり、 旦那寺を共同で維持することもなくなる。こうして近世において葬墓制を自治的に担ってきた様々な中間集団が次第に風化した結果、明治期の各家の葬儀や墓地は、各家の私的な行事であり、また財産となるのである。そして近代の墓は、この私的な家の情緒的な紐帯の延長上にある死後の住みかと感じられるようになる。

以上見てきたように、近代日本の葬墓制は、 明治期以後に成立してきたものである。そして その特徴は、その遺体の扱い方においても、ま たお墓に家族一緒に入るという点でも、「〈我々〉 の身体」と言えるような、同質性を一方的に想 定する関係によるものであったと言えるだろ う。

〈4〉基本的な関係を律するルールの分類

以上述べたような、葬墓制の在り方に現わている、各社会の社会関係の在り方を、抽象化されたルールの形で分類したい。この分類において〈個人的一集団的〉と〈ルールの選択可能性の有一無〉という軸を、次のように定義づけて導入したい。これを縦軸と横軸として三つの社会を位置付けると見取り図のようになる。軸の定義付けと社会の位置付けを以下で述べていこう。



〈4〉-1:〈個人的-集団的〉

〈個人的-集団的〉とは、ルールが明示的であって、個人が他者の判断と独立し一人で妥当とされる行為を判断できるか、ということであ

る。

例えば日本では、その場の皆の了解が、妥当な行為というものを決定する。だから誰か一人が勝手に正しいと思ってやったことは、皆がそうだといってくれなければ、社会的には妥当なものとならない。その意味で日本は集団的と考えられる。

これに対して近世中国社会は、個人的である。 中国の社会関係を律している「礼」[13]や風水 などのルールは、それが血族の一員として、父 母や親族など具体的な他者に対する妥当な行為 の在り方を規定しているため、集団的であると いうほうが良いようにも見える。しかしこれら のルールは、具体的な行為を詳細に規定してい るため、何が妥当な行為かを、行為の相手やそ の場の周囲の人間の判断とは関わりなく、判断 し実現できるのである。例えば「孝」という事 を例にとってみよう。「孝」とは、日本でも中 国でも、他者との関わりの中で実現される理念 である。しかし実現の仕方が違う。日本では何 が親への「孝」(孝行)かは、親がそれを「孝」 だ、と認めない場合、自分がそのつもりでした ことでもそうとは認められない。しかし中国で は両親への「孝」なる行いは、「礼」のなかで 具体的で詳細に規定されており、それに従いさ えすれば、その子は「孝」であると社会的に認 知される。言い換えれば「礼」で規定されない 行いによる「孝」という在り方は存在しえない のである。

また、近代アメリカ社会も個人的である。この社会では全ての社会関係は、個人の自由意志による同意を妥当性の根拠としている。何がその人にとってベストかは当人が最もよく知るものとされ、他者が当人に替わって判断してやって、妥当と思う行為を強制する、ということは認められない。例えば安楽死などの判例におい

て、当人が昏睡状態だったり精神障害者だったりして当人の意思が確認困難であるとしても、 出来るかぎり当人の意思を仮構した形で解決し ようとする[14]。

〈4〉-2:〈ルールの選択可能性の有-無〉

一方〈ルールの選択可能性の有ー無〉とは、 ルールの具体的な内容について選択することが 出来るか、ということである。これは、ルール が社会の局所に限定されたものであり、複数の 異質なルールが社会内に存在しうるということ によって保証される。ルールが社会の全域を覆 うものでその内部に異質なルールの存在を認め ないとすれば、選択は不可能である。また、複 数存在する異質なルール全体を統括するルール が、社会の成員資格に関するメタ・ルールとし て、明示化されたルールではなく暗黙の前提と して存在していなければならない。これは具体 的に目に見える属性ではなく、何らかの目に見 えない内面的な属性(例えば自由意思なり心な り)を、成員資格とすることである。この事を 〈個人的-集団的〉という事とあわせて考察し てみよう。

近代アメリカ社会の自己決定の原則は、自己自身のプライバシーの領域に関しては、他者の介入を排除し、当人が自由にその在り方や利用法を選択できる、というものであるが、この軸に分のであるが、この神にのであるが、この神にのであるが、この神にのである。即ち、ルールが明示的で妥当性を個数ということ、それを選択できる、ということ、それを選択できる。これは異ないである。これは異なる性にするルールが存在し、それを選択できる、高度に対応した社会構成を可能にするルールないである。近代アメリカのような移民社会においては、全く異なる生活様式を持った人びとが、一緒に一つの社会を構成している。さらには社繁内の移動も激しく、人びとは場所、職業を頻繁

にかえてよりよい暮らしを求める。このような 社会においては人々は、外見や身振りの違いに 関わらず、かつ気心の知れない相手ともしばし ば相互に付き合っていかねばならない。そこで、 社会関係は、相互の自由意志に基づく合意によ ってなりたつものとされる。そしてその前提と して、人びとは皆、自らの信仰や価値観にした がって、自らを常に律し、自らの行為に責任を とれる存在である、ということが要請されるの である。自らを何らかの価値や理念によって律 し、行為に責任のもてる相手となら、相互の望 む限りにおいて自由に関係できるのである。こ れは家族も例外ではない。人びとは自らの行為 に責任のもてる歳になれば、望む相手と望む限 りで望む形の家族を構成するのであり、価値観 が違えばまた合う相手を探すべきもなのであ

一方近代日本社会は、異質なルールが社会内 に複数存在する事はするのだが、これを個人で 選択することは出来ない。集団への参入・離脱 は成員みんなの了解に基づくべきものとされ、 かつ集団の中で何がルールなのか、という事も 明示的ではない。そこで日本社会では、一つの 集団に長く帰属し、そのメンバーと頻繁な接触 を持たないと、妥当な行為をしていると認知さ れるのは困難である。これは言い換えれば日本 社会の成員が互いの心をわかりあう、という仕 方で日常接触していることを指す。心、とは自 由意思と異なり、誰かに解ってもらうことで初 めて社会的に存在を認知されるものであり、か つ互いの心を解りあって集団のみなが了解する ことが、集団の接触の中で理念的に目標とされ ているのである。こうした集団関係を〈我々〉 関係と呼んだが、人びとは一緒に居て一緒であ るという事実を積み重ねることで、この〈我々〉 関係に参加する。人びとは、何らかの〈我々〉

共同体の一員となることで、社会全体をも一つの〈我々〉関係として体験し、これに参加していると感じる。これは言い換えれば身近な〈我々〉関係の中で皆と同質化することで、社会全体についても「皆一緒」であると感受できるということである。そこで周囲への同調が、ほぼ解りあうことと同置され、この能力を欠く場合、あるいは周囲と全く異質な意図を持つ場合、心ある、つまり妥当な成員とは見做されがたいものとなる。

これらに対して近世中国社会においては、周 囲の判断と独立して自己のみで妥当な行為を判 断できる。言い換えればこの社会のルールは、 誰にでも見て取れる具体的な行為として妥当なく を構成している。ただし、このルールが妥当ないは、人間関係のバランスばかりでされているも関係のバランスはかりでされていて、一部の個人の勝手な都合で変更は出社社会の局所ではなく天地につながる社会の全域にない。その外部というのはカオスとなる。異て形として身に帯びれば、そしてそうするか出来るのである。

こうして二つの軸で三つの社会を位置付けると、見取り図の右上の社会類型が空欄となる。この部分に該当する社会は、理念的に言えば、その社会の関係を律するルールが、集団的なもので、かつルールの選択が不可能であるような社会である。それは理念的に想定される、原始共同体社会のような社会であろう。例えば、人類学が対象としてきたような「未開」社会、その中でも社会がまだ個々の成員にとって直接体験できる広がりのうちに収まる規模のものである社会が、それに相当しよう。このような社会

においては、成員の死や病は、飢饉や災害と同じように、成員全員にとっての危機である。そこで葬儀は、成員の死によって脅かされた社会 秩序を、成員みなの参加する場で回復する為の ものとなる。参加する人びとによって演じられ る神話の中で、社会秩序は宇宙に即応した秩序 として、繰り返し象徴的に再現される。

〈5〉社会関係と身体の扱い方

以上説明してきた社会関係を律するルールの 分類は、この各々の類型の在り方から、その社 会における「身体の扱い方」の特徴を、引き出 すことができるものである。ルールの分類に用 いた各々の軸は、各々の社会の「身体の扱い方」 を抽象化して分類するのにも同じく対応でき る。まず〈個人的-集団的〉という軸に関して は、「身体」が「私の身体」と言えるか、それ とも「我々の身体」といえるような在り方をし ているか、つまり自身の在り方の妥当性を判断 することが個別に可能か、それとも「我々」と して一緒に判断しなくては妥当性の判断が不可 能か、という事である。そして、〈ルールの選 択可能性の有一無〉という軸に関しては、「身 体」の内に、その具体的な外面と一応独立した 内面が存在し、その結果、自然界をその内面的 な価値観にしたがって改編するように一方的に 働きかけてゆくような、自然界との独立性をそ の成員の「身体」が得ているかどうか、という 事と等価である。具体的な社会に即して言うと、 次のようになる。

近世中国社会の「風水のなかの身体」とは、その「身体」の外見と振る舞いにおける秩序が 社会ばかりでなく自然界の秩序の一端としてある「身体」である。その妥当性は一義的に定まっており、しかも社会全域にわたる普遍的な在り方と了解されているので、誰でもルールを知

ってさえいれば、それが妥当かどうか見て取れ る。そこで異質な法則に従うものを社会に導入 することは非常に困難である。例えば、19世紀 中国において、工業化のための設備を整えよう としても、風水を侵害するという理由で住民の 反対に遭い、鉄道や運河が不便な迂回路を取ら ざるをえないことをホロートは嘆いている[De Groot, J. J. M., 1892]。中国の「身体の扱い方」 の特徴は、中国において精神医学的な療法が適 用しがたいことに見て取れる。人々は、情緒的 な問題を心理的な言葉で語ることが出来ず、し ばしば「身体」の不調の訴えとしてそれを解決 しようとし、内省を控える傾向の有ることが指 摘されている[Kleinman, A., 1980]。これはこの 社会の「身体の扱い方」が、幾つかの問題を内 面の問題として独立に扱うことを妨げる為と考 えられる。

一方近代アメリカ社会の「プライバシーとしての身体」とは、自分が他者に介入されず自由に決定できる領域としての「身体」、その自然的な在り方を自由に加工できる「身体」である。従って、この「身体の扱い方」の妥当な在り方にそって、そのプライバシーに関する領域については、自分では処理できない事柄の場合でも、専門家と予め契約しておくことによって自己の意思がそんな場合でも貫徹しているかのように事を運ぶことが好まれるのである。これは非様の生前契約という、葬儀の当人によるコーディネイトの広がりに、見て取れることである。

また、近代日本社会の「〈我々〉の身体」とは、当人の意思をめぐって皆の了解、合意を形成してその在り方を決定すべき「身体」である。そこで臓器提供などの場合に起こってくるのは、死者の近しい身内が提供を決めても後から来た遠い親類などに反対される、という〈我々〉の内部での争い、あるいはどこまでの人が口出

しして良いか、という問題なのである。

〈6〉結びにかえて

以上見てきたように、死者の処遇、遺体の扱い方等をめぐる問題は、各社会の社会関係を律するルールの在り方に結びついている。そこで、現代日本のこうした問題の実践的な解決を模索する際には、現代日本の社会関係の在り方を見極め、これに相応しい死者の処遇を考えていくべきであると思われる。本論は、比較の視点を導入し、日本、中国、アメリカという三つの社会が、各々の社会関係を律するルールによって相応しい死者の処遇を与えていることを見た。こうした作業は、現代社会における死者の処遇をめぐる問題の解決を模索する際の、前提を明らかにする試みである。

[註]

- [1] 生者同士の最も基本的な関係とは、ここでは何らかの成員同士の間の同質性、あるいは連続性を前提とするようなものとしての、共同性の関係を想定しているが、それについては今後の課題としたい。
- [2] ここで何故近代アメリカ、近代日本社会に対して、近世中国社会を扱うか述べておく。近世中国とは、ここでは宋から清朝までをさす。この間確かに政治体制の変化はあったが、中国の官僚機構は広大な国土の隅々まではいき届かず、こうした行政の空白部分を人々の自治的な社会機構が補っていて、この部分はあまり変容しなかったと考えられる。また、中国は、社会主義体制においては、人々の生活や風俗に上から介入し、先祖代々維持してきた墓地(祖墳)に新たに墳墓を築くことを禁止したり、葬儀における奢侈を取り締まり、火葬を推進し、八宝山革命公墓のような壁面納骨墓地を造

- ったりした。しかし、確かに大都市においては火 葬はかなり普及したが、農村においては後述する ような風水を気にし、巨大な土饅頭を築くような 事が相変わらず行なわれていたようである。更に 近年部分的に資本主義を導入する中で、故郷に戻って葬儀を行なう華僑などを中心として、葬儀や 造墓における奢侈が多分に見られるようになって 員を処分したという報道に見てとれる[朝日新聞 1994.1/6]。つまり近世中国の葬墓制の在り方は基 本的には現在まで維持されていると考えられ、農 地不足等の理由でそれが一部政府によって規制さ れていた、と見ることが出来ると思われる。
- [3] 近世中国では、この世の万物の根源は「気」で、 気が凝結して万物の実体となっていると考えてい た。大地も人の身体も、この陰陽の気の流れのバ ランスで成り立っていて、また相互に作用し合っ ていると考えられていた。風水、とはこの大地の 気の流れ=竜脈を読み取る技術である。地形によ って気の流れの集まるところがあり、そこに墳墓、 居宅、都城を建設すると、その作用で富貴や子孫 繁栄などの福を得られると考えられていた。居宅 や都城に関するものが「陽宅風水」、墳墓に関する ものが「陰宅風水」と言われ、取り分け後者がよ り一族の運命を左右するものとして重視された。
- [4] 墓の吉地を選定するのは、風水師と呼ばれる専門家である。墓の運勢が良くないと考えられると、遺骸が発掘され、骨壷に遺骨を収め新しい墓を探すことが繰り返される場合もあった。ただしこれは裕福でないとできない。従って、時に掘り起こした骨壷は再葬を待って丘の中腹などに置き放され、そのままになった。また現在、墓地の見付けにくい都市の家族などでは、家のなかに骨壷を保管している。
- [5] 例えば宦官は自分の切断した部分を死ぬまで保存し、これを棺に一緒に入れて埋葬されたという。

現在でも臓器提供などは、この理由から忌まれているという。

- [6] 「冥婚」、ghost marriageは、韓国、日本の沖縄、 山形、等でも同様な例が報告されている[竹田 1990]。ただし中国の「冥婚」は、祭祀継承者たる 「嗣子」を迎え入れ、その結果死者が祖霊として昇 格することが重視されている点、そして、遺骨を 実際に合葬することが重視されている点、また、 儀礼においてシャーマンが関与することの少ない 点、で、韓国、日本の例とは区別される。
- [7] 例えば死者の弟では、血筋は同じでも世代が適切ではないので、嗣子とはされがたかった。また女子は父の祭祀を承継はできない。女子は婚姻によって婚家の血筋に参加するのであり、未婚のうちは社会的な帰属が未定であるに等しいのである。
- [8] ただし、結婚した婦人は夫と、また未成年の子供は父と一体の存在として個別の利害は存在しないものとされる。つまり、より正確には、中国の個人とは、婦人と子供を不可欠の要素として伴う男子である。
- [9] アメリカの私営墓地は、十九世紀の田園墓地運動 から広まったものである。死を陰惨さや悲嘆では なく美しい思い出として想起したい、という感性 の現れや、さらなる都市化とともに環境の衛生が 言われたこともあって、墓地を郊外へ移転し改良 しようという運動が起こってきたのである。こう して最初の非営利団体による田園墓地であるマウ ント・オーバーン墓地は、都市民にとって自然美 を楽しむ重要な社会施設として造られた。以後、 西海岸を中心に、アメリカの墓地は柵で区画を囲 わない広大な芝生墓地へと発展する[佐藤1988]。 ところでアメリカの田園墓地の規定は、墓地の永 代権の保証を重視するものであった。墓地の区画 は負債の担保とできぬとされ、破産してもこれを 失うことはなかった。これはドイツやフランス等 と違う点で、これらの国では墓地利用権を期限付

きにし、管理料を継続して払わないと別の人に利用させるシステムを取り入れている。

- [10]遺体を速やかに、人目に触れさせず火葬場へ送り込むイギリスと比べ、アメリカは遺体そのものを重視する。イギリスと比較しても、アメリカの火葬率はまだ低いものである(例えば、1983年の日本の火葬率は93.40%、イギリス67.30%、アメリカ12.40%である[鯖田1990])。エンバーミングは、そもそもは遠方に住む身内が葬儀に参列し、遺体にお別れを告げることを目的としていた。しかし現在ではその重点は、弔問にきた人々に、遺体を生きていたときの通りの姿で見せることになっている。アリエスはカイヨワのことばを引用してこう述べる。「全身衣服で包まれた死者たちは身体的人格を保ちつづけ、川遊びかなにかのためにそこへ来ている風である。」[Ariès, P. 1975]
- [11]例えば、家庭裁判所での審判例では、相続人である弟妹を排して、二十年来生活をともにした内縁の妻を祭祀主催者に指定し、墳墓など祭祀財産の承継を認めたり(大阪S24)あるいは、同居していた次男を長男を排して祭祀主催者に指定した例(大阪S24)がある。被相続人との密接な生活共同関係や、誠実な祭祀財産についての管理の継続、という面に重点をおいて判断されているのである。
- [12]第一は、土地に関する近代税制の施行である。これにより無税地とされた墓地は規定に当てはまらないものは排除され、畦など私有地への埋葬、詣り墓などは否定される。また公衆衛生上の観点から「墓地及び埋葬取締規則」が明治十七年に定められ、埋葬を警察権で取り締まることとした。医師の死亡診断書、区長の火葬許可書の必要も、ここで定められる。これらによって埋め墓と詣り墓を持つ両墓制は否定され、かつ火葬、土葬以外の葬法は不可能となる。そしてさらに位牌や墳墓などの祭祀財を「家督相続の特権」として民法に

記載した事は、火葬の普及とともに一家に一基という「家の墓」意識を一般に定着させてゆくことになる[森1993]。

[13]「礼」とは、近世中国社会において、国政レベルから家族関係まであらゆる社会関係に調和をもたらすための規範である。それはその時の状況規定に照応して、あらゆる細目にわたって個々の身体の外見や振る舞いを規則に従わせることで、自然と社会を貫徹する調和を実現するというものである。上古にはこれは諸物の主催者たる天の意にかなう振る舞いとされていたが、次第にこの人格的な天という観念は変容し、宋代には、礼は替わって現われた「天理」という抽象的な理念を実現するものとなる。礼によって完全に自己を律する

ことの出来る士大夫は、刑罰によって他律的に律 される庶民と区別されるべき存在とされていた。

[14]例えば、1976年のカレン・クインランの事件では、事故のため持続的植物状態にあるカレンに替わって、父親が後見人として呼吸維持装置を外すことを要求した。しかし裁判所は、家族などが当人に替わって判断する事を認めず、あくまでも当人の意思に基づいた形で代理を行なうべきだと判断している。また1977年のサイケヴィッチが白血病の化学療法を拒否したとき、裁判所は後見人の治療継続判断を認めず、当人の意思にしたがって治療を打ち切るよう指示している[唄1983]。

[文献]

Ariès, P., 1975 Essais sur l, Histoire de la Mort en Occident -Du Moyen Age a Nos Jours. = 1983 「死と歴史」伊藤晃 成瀬駒男訳 みすず書房

———— 1977 L'Homme devant la Mort. =1990 「死を前にした人間」 成瀬駒男訳 みすず書房

唄 孝一 1983 『医療と法と倫理』岩波書店

Becker, E 1973 The Denial of Death. =1989 『死の拒絶』今防人訳 平凡社

De Groot, J. J. M. 1892 "The Grave" = The Religious System of China. = 1985 『中国の風水思想』牧尾良海訳 第一書房

Erikson, E. H., Erikson, J. M., Kivnick, H. Q. 1986 Vital Involvement in Old Age. = 1990朝長正徳 朝長梨枝子訳 『老年期』みすず書房

Freedman, M. 1966 『中国の宗族と社会』1974 弘文堂

掘込 憲二 1991 「風水思想と都市の構造」 『思想』

藤井正雄 義江彰夫 孝本貢 編 1993 『家族と墓』早稲田大学出版部

Huntington, R., Metcarf, P. 1979 The Anthropology of Mortuary Ritual. = 1985 池上良正 川村邦光 訳 『死の儀礼』 未来社

井上 治代 1990 『現代お墓事情』 創元社

石川利夫 藤井正雄 森岡清美 編 1988 『生者と死者-祖先祭祀』 三省堂

Kleinman, A., 1980 Patients and Healers in the Context of Culture. = 1992 【臨床人類学】大橋英寿·遠山宜哉·作道信介·川村邦光訳 弘文堂

森岡 清美 1984 『家の変貌と先祖の祭り』日本基督教教団出版会

長江 曜子 1991 『欧米メモリアル事情』石文社

波平 恵美子 1988 『脳死・臓器移植・がん告知』福武書店

鯖田 豊之 1990 『火葬の文化』新潮社

佐藤 昌 1988 「田園墓地ーその源流と影響」『西洋墓地史(I)』佐藤昌訳著 社団法人日本公園緑地協会

滋賀 秀三 1967 『中国家族法の原理』創文社

新村 拓 1989 『死と病と看護の社会史』法政大学出版局

竹田 聴酬 1978 「両墓制景観の変遷」『葬送墓制研究集成 5』名著出版

竹内 照夫 1971 『新釈漢文大系 礼記』明治書院

Weber, M. 1920a "Konfuzianismus und Taoismus, VIII Resultat: Konfuzianismus und Puritanismus", Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I,=1972『宗教社会学論選』「儒教とピューリタニズム」 大塚久雄、生 松敬三訳 みすず書房

1920b "Die protestantische Ethik und Geist des Kapitalismus" Gesammete Aufsätze zur Religionssoziologie I = 1955 梶山力 大塚久雄 訳 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』上下 岩波書店

(まつもと ゆきこ)

果技術・教育・祭儀・tい影響と交流の歴史を、口露戦争後の開拓植民と **受けた社会学研究者十名による有質** .'村望・斎藤尚文訳 い、それとの関連で、メルの方法的相対主 それぞれのよってたつ問題関心の異と、それどの関連でデュルケムの方法 諸制度を実証 検討を通し 本学士院賞受賞の名著 生きたのか/日本農村研究の歴史的名著の完訳。 有賀喜左衞門 生活用語など文化 〔暮しの民俗誌〕 間宏 した法社会学の大作 の ・リィ・ウィスウェル著 一漁村巨文島を例団居住した日本人 題関心の異動を解明新装再版ケムの方法的合理主義をふくェーバーの方法的個人主義をェーバーの方法的個人主義をェーバーの方法的個人主義を ル社会学の理論と方法をとくに同時代の社会学者ら A5判●定価3014円 解明 判●定価の2000円 接に学問的指導を 定価12360円と料から「生活共同 定価のののの田